

彦根市国民健康保険事業の運営に関する協議会傍聴要綱

(目的)

第1条 この要綱は、彦根市国民健康保険条例施行規則(平成9年3月26日規則第18号)第34条の規定に基づき、彦根市国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の傍聴に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(協議会の傍聴)

第2条 協議会は、原則として傍聴することができる。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴を認めないことができる。

- (1) 個人情報のおよぶ事項の審議
- (2) 公開しないことを条件に提供された情報におよぶ事項の審議
- (3) その他公開が公正又は円滑な審議に支障となる場合

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、入場することができない。ただし、会長が特別な理由により許可した場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第4条 協議会を傍聴しようとする者は、協議会当日受付で、先着順に、協議会傍聴受付簿に所要事項を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど議事を妨害しないこと。
- (3) 協議会の品位を損なう服装をしないこと。

- (4) 飲食(体調管理のための水分補給を除く。)または喫煙をしないこと。
- (5) 談笑し、みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話などの電源は、必ず切っておくこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会場において写真、ビデオカメラ等の撮影をし、ラジオ、テレビ等の録音もしくは録画または中継をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 次の各号に掲げる場合には、傍聴人はすみやかに退場しなければならない。

- (1) 会長が第2条の規定により傍聴を認めないことを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの要綱に違反し、会長が退場を命じたとき。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。